

AMT/NEWSLETTER

China Legal Update

2025 年 7 月 28 日

不正競争防止法(2025 年改正)

弁護士 射手矢 好雄/ 弁護士 森脇 章/ 弁護士 中川 裕茂

弁護士 若林 耕/ 中国弁護士 屠 錦寧/ 弁護士 尾関 麻帆

弁護士 横井 傑/ 弁護士 唐沢 晃平

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. Lawyer's Eye

登録商標三年間不使用取消申請制度に関する新ガイドライン
—中国国知局が申請実務を厳格化—

日本弁護士 若林 耕
日本弁護士 南 秀燕

III. 中国法令アップデート

- ・不正競争防止法(2025 年改正)←**今号の注目法令**
- ・ライブ配信 EC 監督管理弁法(意見募集稿)

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内

させていただきます。

◆グレートチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 39 回(台湾)

日時:2025 年 5 月 15 日(木)

「台湾個人情報保護法の実務対応及び最新改正動向」

講師:パートナー弁護士 呉 曉青

第 40 回(中国メインランド)

日時:2025 年 6 月 19 日(木)

「中国の生成 AI 規制:法令と裁判例から学ぶ生成 AI 活用に伴うリスクと実務上の留意点」

講師:シニア・アソシエイト弁護士 胡 絢静

第 41 回(中国メインランド)

日時:2025 年 7 月 17 日(木)

「中国輸出入管理規制の俯瞰図と実務対応の勘所」

講師:パートナー弁護士 横井 傑

II. Lawyer's Eye

登録商標三年間不使用取消申請制度に関する新ガイドライン —中国国知局が申請実務を厳格化—

日本弁護士 若林 耕
日本弁護士 南 秀燕

2025 年 5 月 26 日、中国国家知識産権局商標局(以下「国知局」という。)は、「正当な理由のない登録商標の連続三年間不使用による取消申請に関するガイドライン」¹⁾の改訂版(以下「本件ガイドライン」という。)を公表した。これは、国知局が 2023 年 3 月に公表していたガイドライン(以下「旧ガイドライン」という。)を改訂したものである。

改訂版において、提出すべき書類や具体的な要件など実務面の内容がより明確になり、また、被申請商標が三年間不使用であることに関する初期調査証拠の範囲も詳細化された。これにより、申請効率の向上を図るとともに、申請人が適切に申請を行えるよう指導することを目的としている。

本取消申請制度は、商標登録人に対して実質的な使用を促す一方で、遊休化した商標の整理や不正登録の抑止、公正な競争秩序の維持といった側面での役割も担っている。2024 年 12 月時点において、中国における有効な登録商標は 47,620,439 件²⁾に上る。登録商標の総数が大きくなるほど、遊休商標の問題も深刻化する。このような遊休商標の存在は、ブランドの展開・戦略的配置を妨げる要因となっている。これまで、撤回制度の申請要件が比較的緩やかであったため、悪意ある撤回申請が多数発生していた。この問題に対応すべく、国知局は申請要件の厳格化により、不当あるいは濫用的な申請の抑制を図っている。

今回の改訂により、不使用撤回制度の濫用を一定程度抑止し、商標権者に過度な負担がかからないよう配慮された設計となったといえる。証拠提出義務の明確化によって、登録人と申請人との責任分担の均衡と公平性が図られている。

一、改訂の主な内容

1. 撤回申請人の立証義務の強化

2025 年初頭以降、国知局は、旧ガイドラインに基づき、申請人の立証義務を段階的に強化してきた。

旧ガイドラインでは、撤回申請人は被申請商標が使用されていない旨を示す簡易な初期証拠を提出すれば足りていたが、本件ガイドラインでは、被申請商標が正当な理由なく三年間使用されていないことを示す「初期調査証拠」の提出が求められている。

初期調査証拠には、権利者の業務範囲や経営状況・存続状態、被申請商標の市場における使用状況の調査結果などが含まれ、これには専門プラットフォームによる調査に限らず、ウェブサイト、SNS、EC サイト、実店舗への調査、市場調査、現地調査など多様な手段が含まれる。

2. 申請人誓約制度の強化

¹⁾ [申請撤销无正当理由连续三年不使用注册商标](#)

²⁾ [2024 年四季度全国省、市、县三级行政区域商标注册申请量、注册量统计表.pdf](#)

商標法第 49 条によれば、あらゆる主体が登録商標の不使用による撤回申請を行うことができる。そのため、これまで、申請人は、被申請人からの報復的措施を回避するため、身元を隠した形で申請することが一般的であった。

これまで国知局は、取消申請人の身元を特に問題とせず、真の申請人の情報を要求することもなかった。しかし、近時の補正通知³においては、大量の撤回申請を行っている申請人に対しては、濫用等を懸念し合理的な説明を求める事例等が出てきている。さらに、真の申請人や重要事項の隠蔽がない旨の誓約まで求める場合もある。もっとも、かかる要請は、撤回申請人の主体に関する制限規定がない商標法第 49 条と整合しない可能性がある。

今回改訂の本件ガイドラインにおいても、申請人の主体や関連案件の情報開示に関する制限は明記されていない⁴。本件ガイドラインでは、「申請人は申請前に誓約内容を熟読すべきであり、申請をもって当該誓約内容に同意したものとみなす」とされている。その誓約において、申請人及び代理人が、虚偽資料の提出や重要事実の隠蔽が信用失墜行為であることを認識し、誠実信用原則に従って初期調査のうえで市場での未使用を確認し、提出資料の真実性・正確性・完全性を保証すること、そして虚偽誓約に対しては「信用管理制度に基づく制裁を受けること」(例えば、高額消費の制限や資産凍結等)を理解していることが明記されている。

二、本改訂により海外商標権者が特に留意すべき事項

1. 使用証拠の保存

中国における商標権は「真に使用されていること」が前提であり、たとえコアなブランドでない場合であっても、使用の痕跡や証拠の保存が重要となる。

宣伝資料等の使用証拠は、該当する三年間の期間内のもので、登録商標と明確に関連性があり、かつ商標登録の指定商品・サービスと直接の関連があることが必要であることを留意されたい。

2. 取消通知への速やかな対応

商標の三年間不使用による取消通知を受領した場合、使用の立証義務は完全に権利者側にある。

商標権者が取消通知を受領した場合、取消対象となった商品・サービスを確認して国知局が指定する期間内の使用証拠を準備し、証拠の形式及び内容が基準に適合していることを確認したうえ、通知書到達から 2 か月以内(到達日は封筒に記載された消印日が基準)に提出する必要がある。

特に中国国内に送達可能な住所や適切な代理人がない場合、権利喪失のリスクが増すことになるため、必要に応じて、専門代理機関に委託して証拠の整備及び提出を行うことが推奨される。

三、商標取消リスクの事前予防

本件ガイドラインを前提として、商標権者が中国で商標取消リスクを受けないようにするため、以下のような対策が考えられる。第一に、商標権者は、名義・住所の変更時には速やかに登録変更を申請することが重要である。なぜなら、国知局は申請を受領した後、代理機関に対して答弁通知書を郵送するだけでなく、申請人の登録住所にも答弁通知書の写しを送付するため、商標登録簿上の住所変更がなされていない場合、国知局は通知書を旧登録住所に送付することになる。そうすると、登録人は住所の問題により当該書類を受領できず、その結果として、国知局が定める証

³ 申請人側が受けることになる、三年不使用取消申請に関する声明書の提出、三年不使用取消申請の真の意図の開示、対象商標の商標権者に関する経営情報や商標の状況等の追加提出等の補正

⁴ 本件ガイドラインの具体要求第 14 番は、[商標審査审理指南.pdf](#) の第一部第一章 5.1 又は 5.2 の条件を満たすことが必要であるとされている。

提出期限内に商標の使用証拠を提出することができなくなる。その場合、当該商標は証拠が提出されなかったことを理由に登録が取消されることとなる。

第二に、商標登録証の取得後は速やかに商標を使用しかつ定期的に使用証拠を保存したうえ、登録された指定商品・サービスにおける使用を継続し、証拠も法的要件を満たすよう整理・保存することが望ましい。

第三に、使用証拠が国知局の要件⁵に適合しているかを重視すべきである。使用証拠の具体例としては、商標が表示された商品写真、取引契約書、説明書、カタログ、価格表、領収書等がある。その他、広告素材や梱包資材、印刷契約書なども、商標使用の裏付けとして有効である。

⁵ [提供商标使用证据的相关说明](#)

III. 中国法令アップデート(主に 2025 年 6 月 1 日～6 月 30 日の法令を対象)

最新中国法令の解説

今号の注目法令は、「不正競争防止法」の改正(2025 年)であり、本年 10 月 15 日から施行される。現行法は 2019 年に改正された不正競争防止法であるが、中国の市場経済の発展における新しい規制ニーズ(アルゴリズムの乱用、データ不正取得、プラットフォーム優越的地位の濫用など)に対応するために本改正がなされた。詳しくは、以下の本文を参照されたい。

執筆担当:日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<経済諸法>

不正競争防止法(2025 年改正)

[ポイント] 2025 年 6 月 27 日、第 14 期全国人民代表大会常務委員会第 16 回会議において、「不正競争防止法」(中国語:反不正当竞争法)の改正が可決され、本年 10 月 15 日から施行されることとなった。今回の改正は、中国の市場経済の発展における新しい規制ニーズ(アルゴリズムの乱用、データ不正取得、プラットフォーム優越的地位の濫用など)に対応し、公平で秩序ある競争環境の更なる整備を目的としている。改正不正競争防止法は、5 章 41 条からなる。以下は、主な改正内容である。

1. 不正競争行為の細分化及び拡大(第 7 条と第 8 条)

①混同行為の範囲の細分化

他人のアプリ名、ネットユーザー名、ドメイン名、アイコン等の識別情報を無断使用する行為も混同行為として禁止されることが明確にされた。また、登録商標、未登録の馳名商標などを検索キーワードとして設定したりして、他人の商品と誤認させたりして、他人と特定のつながりがあると誤認させることも混同行為と規定された。更に、他人の混同行為を幫助する行為を不正競争行為として処罰対象としている。

②商業贈収賄規制の強化

これまでは贈収賄規制は贈賄側の処罰に焦点が置かれていたが、本改正では収賄側も明確に規制対象になることが規定された(贈賄側と収賄側の両者の同時処罰の原則が規定された。)。また、改正前は「賄賂他人」(他人への贈賄)という非常に抽象的な表現であったが、本改正ではこれを「交易相对方的单位或者个人」(取引先企業やその担当者等)に明確化し、実務上頻発する「個人に対する利益供与」を明確に規制対象とした。

2. デジタル経済分野の新型の不正競争への対応強化(第 13 条及び第 14 条)

事業者がクローリング、ハッキング、詐欺などにより他の事業者が保有するデータを不正に取得することを禁止している。事業者がアルゴリズムを用いた偽装取引・自作自演のレビュー(いわゆる「刷単」)を行うことも規制対象とされた。

また、プラットフォーム事業者は、プラットフォーム内の事業者に対して、不当にコスト割れ価格を強要するような行為(定価ルールに従って原価以下の価格で商品を販売させること)を強制又は間接的に強制してはならないとされた。

上記以外に、(1)「市場支配的地位」に限定されていた濫用規制を、「相手方よりも優越的な地位」に拡大している点もポイントと思われる(取引関係において著しく強い立場にある企業が、不合理な要求を課すような行為も対象とされることになった。)。 (2)事業者による監督管理部門への相談制度の新設導入、監督管理部門の秘密保持義務の強化、不正競争行為による民事賠償額の明確化、不正競争行為に対する処罰の調整(違法行為があっても直ちに処罰ではなく、改善の機会を一定程度提供)等も行っている。

[原文] 反不正当竞争法(中华人民共和国主席令 第五十号)

[公布/公表機関] 全国人民代表大会常務委員会(全国人民代表大会常務委員会)

2025 年 6 月 27 日公布、2025 年 10 月 15 日施行

草案・意見募集稿等

ライブ配信 EC 監督管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 日本ではまだそれほど一般的ではないが、中国の EC ビジネスの特徴としてライブ配信 EC(インターネットウエイブサイト、アプリ等のプラットフォームにおいて、ビデオライブ配信、オーディオライブ配信等の方式で商品を販売し、又はサービスを提供する業態を指す。)が急速に普及・拡大している。近年ではそれに伴い、品質の低い商品販売、虚偽の宣伝活動などの問題が顕在化している。これを受けて、ライブ配信 EC を規範するために本意見募集稿が公布された。本意見募集稿は全七章、合計 57 条で構成されている。その重要な点は以下のとおりである。

1. ライブ配信 EC プラットフォーム経営者(プラットフォーム運営者)の責任の強化

本意見募集稿では、ライブ配信 EC プラットフォーム経営者(ライブ配信 EC において、ネット上で経営の場を提供し、情報公開、商品閲覧、オンライン支払等のサービスを提供する法人又は組織を指す。)の責任を強化している。ライブ配信 EC プラットフォーム経営者に対しては、同プラットフォーム上で活動するライブ配信ルーム運営者、ライブ配信セールスマン等のライブ配信 EC に関連する主体に対して、関連資格の審査、これらの主体に対するコンプライアンス管理、その違法行為に対する処分等を行う義務を規定している。また、主管当局である市場監督管理部門への情報報告、消費者の権利保護への協力等も、ライブ配信 EC プラットフォーム経営者の義務として強調している。

2. ライブ配信ルーム運営者、ライブ配信セールスマン等の責任の規範化

ライブ配信ルーム経営者(ライブ配信プラットフォーム上でアカウント登録をし、又は自身によるウェブサイトの開設を通じて、ライブ配信ルームを開設してライブ配信 EC に従事する主体を指す。)に対しては、その公開する商品又はサービスの審査、情報開示、ライブ配信セールスマンの身元確認等を行う制度を構築する義務を規定している。ライブ配信セールスマン(ライブ配信 EC において直接公衆に向けて商品又はサービスの宣伝、紹介を行う個人を指す。)に対しては、真実かつ正確に商品又はサービスを紹介しなければならず、消費者を欺き、又は誘導してはならないと規定している。

3. 当局の監督管理手段

ライブ配信 EC の主管部門は、主に市場監督管理部門である。本意見募集稿では、ライブ配信に関わる各主体の違法行為について、主管部門の管轄範囲、調査措置等が規定している。主管部門は、現場検査、帳簿等の書類や電子データの検査、問題となりうる商品の分析、関連当事者への聞き取りなどの手段を通じて調査を行うことができる。

[原文] 直播电商监督管理办法（征求意见稿）

[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局（国家市场监督管理总局）

(意見募集期間:2025 年 6 月 10 日～2025 年 7 月 10 日)

執筆担当:北京オフィス顧問 李彬

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 射手矢 好雄 (yoshio.iteya@amt-law.com)
弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
中国弁護士 屠 錦寧 (tu.jinning@amt-law.com)
弁護士 尾関 麻帆 (maho.ozeki@amt-law.com)
弁護士 横井 傑 (suguru.yokoi@amt-law.com)
弁護士 唐沢 晃平 (kohei.karasawa@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。